

市連会 2 月定例会説明資料

令和 6 年 2 月 9 日

神奈川県共同募金会横浜市支会

(横浜市社会福祉協議会)

横浜市町内会連合会 会長 様

社会福祉法人

神奈川県共同募金会横浜市支会

支会長 荒木田 百合

令和 6 年度共同募金運動について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の 9 割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申しあげます。また、令和 6 年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1 お問い合わせのこと

【区連長】ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。令和 6 年度共同募金運動における戸別募金へのご協力をお願いします。

2 実施時期

令和 6 年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

3 添付資料

(1) 令和 5 年度共同募金実績（中間報告）について

(2) 令和 6 年度共同募金目標額 区別内訳表

(3) 赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績（参考）

横浜市社会福祉協議会内

担当 梅木、宮腰

TEL : (201) 8617

FAX : 050-3153-7767

akaihane@yokohamashakyo.jp

令和5年度 共同募金募金実績(中間報告)について

市内の募金実績

令和5年度共同募金運動について、令和6年1月15日現在の実績を報告いたします。

皆様のご協力に重ねてお礼申し上げます。

(単位:円)

支 会 名	令和5年度実績(中間)	令和4年度 同時期実績	前年度差額
鶴 見 区	21,779,132	21,913,345	△ 134,213
神 奈 川 区	25,575,314	25,654,505	△ 79,191
西 区	8,558,275	8,362,049	196,226
中 区	9,065,159	8,608,410	456,749
南 区	15,935,510	17,488,593	△ 1,553,083
港 南 区	15,624,278	15,944,631	△ 320,353
保 土 ケ 谷 区	14,046,383	14,181,631	△ 135,248
旭 区	17,068,858	17,644,792	△ 575,934
磯 子 区	16,117,046	16,774,317	△ 657,271
金 沢 区	22,495,707	21,611,788	883,919
港 北 区	40,120,890	40,979,115	△ 858,225
緑 区	20,214,074	20,417,824	△ 203,750
青 葉 区	32,647,737	34,299,351	△ 1,651,614
都 筑 区	14,622,286	14,411,947	210,339
戸 塚 区	18,589,822	19,737,401	△ 1,147,579
栄 区	10,840,772	11,218,352	△ 377,580
泉 区	10,280,869	10,969,526	△ 688,657
瀬 谷 区	7,730,844	8,026,658	△ 295,814
横 浜 市	3,724,826	4,787,716	△ 1,062,890
合 計	325,037,782	333,031,951	△ 7,994,169

令和6年度共同募金目標額 区別内訳表

「広域計画分」目標額について

県共同募金会によって決定された横浜市広域計画分目標額を各区の世帯と人口の増減をもとに18区支会で分担し、広域計画分目標額とします。

(単位:円)

区名	A:広域計画 目標額	前年度広域計画 目標額	B地域計画分 小計(C+D)	C:地域社協 目標額	D:年末たすけあい 目標額	E:総目標額 (A+B)
鶴見	15,470,000	15,500,000	14,950,000	8,450,000	6,500,000	30,420,000
神奈川	13,510,000	13,440,000	26,660,000	7,790,000	18,870,000	40,170,000
西	5,850,000	5,790,000	10,000,000	6,500,000	3,500,000	15,850,000
中	8,530,000	8,470,000	9,550,000	7,050,000	2,500,000	18,080,000
南	10,770,000	10,750,000	12,950,000	7,400,000	5,550,000	23,720,000
港南	10,730,000	10,770,000	13,200,000	8,600,000	4,600,000	23,930,000
保土ヶ谷	10,680,000	10,720,000	19,020,000	13,020,000	6,000,000	29,700,000
旭	12,030,000	12,070,000	16,010,000	8,010,000	8,000,000	28,040,000
磯子	8,530,000	8,570,000	16,520,000	8,350,000	8,170,000	25,050,000
金沢	9,900,000	9,980,000	16,950,000	8,500,000	8,450,000	26,850,000
港北	18,960,000	18,850,000	30,750,000	9,400,000	21,350,000	49,710,000
緑	9,050,000	9,060,000	16,380,000	5,670,000	10,710,000	25,430,000
青葉	15,250,000	15,280,000	27,140,000	9,540,000	17,600,000	42,390,000
都筑	10,220,000	10,200,000	16,560,000	6,340,000	10,220,000	26,780,000
戸塚	13,980,000	13,990,000	17,160,000	12,120,000	5,040,000	31,140,000
栄	6,020,000	5,990,000	7,380,000	4,980,000	2,400,000	13,400,000
泉	7,320,000	7,350,000	10,700,000	9,700,000	1,000,000	18,020,000
瀬谷	6,000,000	6,010,000	8,400,000	6,200,000	2,200,000	14,400,000
小 計	192,800,000	192,790,000	290,280,000	147,620,000	142,660,000	483,080,000
横浜市	90,000	100,000	17,000,000	17,000,000	0	17,090,000
合 計	192,890,000	192,890,000	307,280,000	164,620,000	142,660,000	500,170,000

地域計画目標額は各区社会福祉協議会が共同募金配分金に伴う事業計画を作成、共同募金会で承認された数字を入力します。

赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績

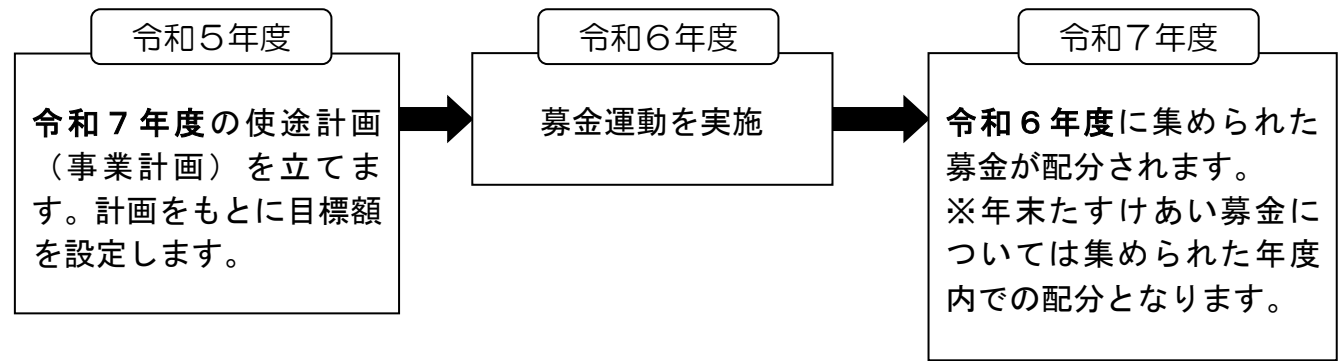


全国一斉に行われる共同募金運動は都道府県単位で行われており、神奈川県では、「社会福祉法人 神奈川県共同募金会」が運動を呼びかけています。

神奈川県共同募金会は、市区町村に支会を設置しており、横浜市では共同募金会横浜市支会と18区ごとの共同募金会各区支会が活動しています。

1. 共同募金とは

共同募金は使途計画を考え、目標額（広域計画分・地域計画分）を立てて行う、計画募金です。



【募金の種類】

一般募金（運動期間 10 月 1 日～12 月 31 日）		年末たすけあい募金 （運動期間 12 月 1 日～31 日）
広域計画分目標額	地域計画分目標額	
神奈川県共同募金会から「県内の社会福祉施設・社会福祉団体等」に <u>施設整備や備品取得、または、事業運営費の経費</u> として配分を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「市・区社会福祉協議会に配分」され、 <u>地域福祉推進事業</u> を行うとともに、 <u>社会福祉活動団体等へ配分</u> を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「各区社会福祉協議会に配分」され、 <u>要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体、障害者地域作業所等へ配分</u> を行うための募金目標額です。

2. 募金実績（令和4年度）

（1）神奈川県全体に占める横浜市内（横浜市支会・18区支会）の実績

横浜市内の実績は3億5,556万1,546円でした。

	横浜市内	県全体
一般募金（円）	227,374,212	886,018,468
県全体に占める割合	25.66%	100%
年末たすけあい募金（円）	128,187,334	334,474,712
県全体に占める割合	38.32%	100%
募金総額（円）	355,561,546	1,220,493,180
県全体に占める割合	29.13%	100%

（2）横浜市内（横浜市支会・18区支会）の募金実績

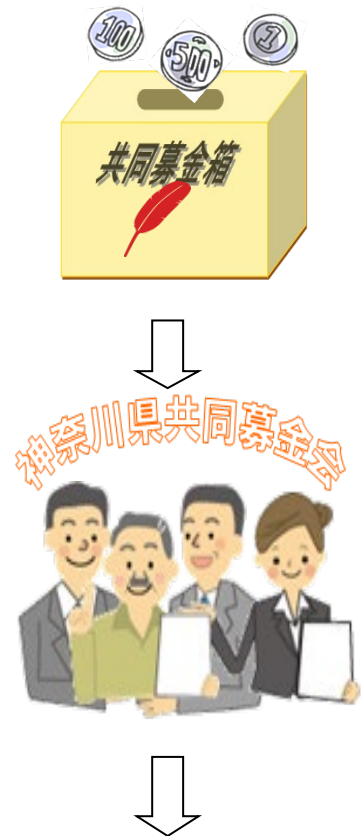
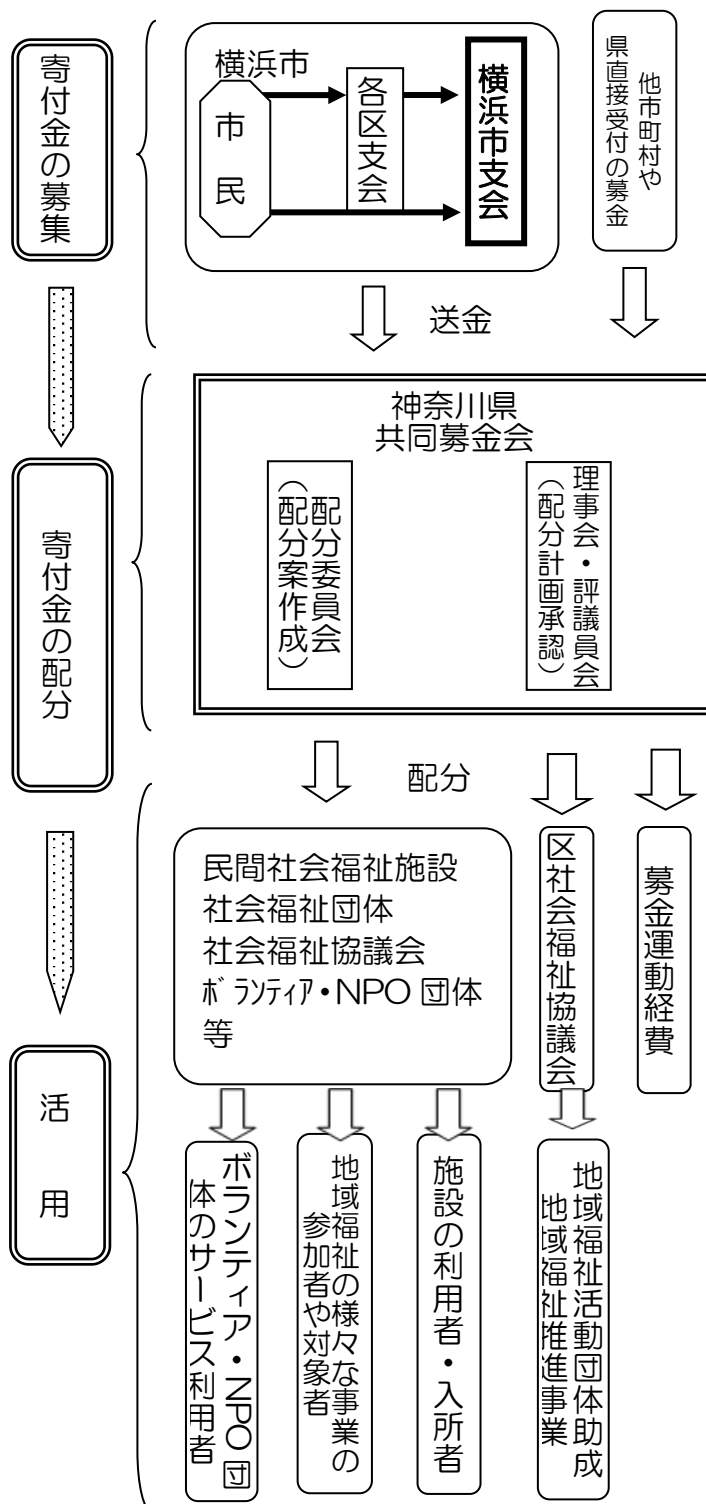
<横浜市内募金種別実績>

（単位：円）

募金種別	一般募金		年末たすけあい募金	
	実績額	全体に占める割合	実績額	全体に占める割合
戸別募金	194,922,151	85.73%	124,968,872	97.49%
街頭募金	6,023,793	2.65%	167,062	0.13%
法人募金	7,212,425	3.17%	260,791	0.20%
職域募金	6,335,362	2.79%	604,655	0.47%
校内募金	1,102,573	0.48%	67,039	0.05%
イベント募金	1,578,255	0.69%	0	0.00%
その他	10,199,653	4.49%	2,118,915	1.65%
合計	227,374,212	100.00%	128,187,334	100.00%

3. 寄付金の流れ

- ①皆様から区支会にお寄せいただいた募金は、一旦全額が県共同募金会に送金されます。
- ②県共同募金会では、地域の代表者の方からなる配分委員会で配分案を作成し、理事会・評議員会の承認を得て申請団体への配分を決定します。
- ③その配分決定に基づき、申請団体に配分され、施設の整備や様々な地域福祉事業、市民活動サービスの経費の一部として役立てられます。また、募金の一部は県共同募金会から社会福祉協議会に配分され、社会福祉協議会の行う地域福祉推進事業や、地域福祉活動団体助成を行うための財源の一部として役立てられます。



高齢者サロン

4. 寄付金の使途

令和3年度にお寄せいただいた一般募金は令和4年度に配分されました。横浜市内では、社会福祉施設や社会福祉活動団体・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に次のとおり配分されました。年末たすけあい募金は寄付をお寄せいただいた年度に配分されるため、令和4年度にお寄せいただいた募金を掲載しています。

	使途	具体的な使途内容	横浜市内の配分額（円）
①	地域独自の福祉推進のための社会福祉協議会活動資金	地区社協活動助成 地域福祉活動団体助成 在宅福祉団体活動助成 当事者団体活動助成 障害者交流事業 障害児余暇支援事業 広報啓発宣伝事業（福祉大会の開催、広報紙作成、ホームページ管理運営） 小災害見舞金事業 等	112,242,779
②	社会福祉施設の整備	車両購入 建物・外壁改修工事 園庭改修 等	40,190,000
③	地域活動支援センター・共同生活援助施設の整備	車両購入 作業訓練用備品購入 厨房機器購入 等	12,090,000
④	社会福祉団体の活動支援	研修会・講演会開催事業 広報誌発行事業 交流会事業 等	24,340,000
⑤	非営利型在宅福祉サービス団体の活動支援	家事介護支援団体活動費	12,280,000
⑥	共同募金運動実施の資金	共同募金運動実施に必要な経費	27,390,000
合計			228,532,779

令和4年募金(令和4年配分) 年末たすけあい (区社協配分)	要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体 (地区社協、配食サービス団体、ボランティア、 地域障害者団体)、障害者地域作業所等への 配分	128,187,334
--------------------------------------	---	-------------

令和3年募金(令和4年配分) 上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、たすけあい福祉資金、中央競馬馬主社会福祉財団等の助成金や企業などの指定寄付から、横浜市内の社会福祉施設・団体に配分されました。	36,964,524
---	------------

共同募金に関する問い合わせ先
神奈川県共同募金会 横浜市支会
電話：201-8617

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】

1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。

また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 報告事項

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
推薦事務の改善	手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討	R 7 一斉改選

<別紙 1 に関する説明>

①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。

②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。

③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

(2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> 【条件】 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山

電 話：045-671-4046

F A X：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）	
負担軽減・活動支援	業務量の軽減 ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	業務の見直し・効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	
			国・社協への要望（例：活動報告書、事業計画書の簡略化等）	R6	
			モデル地区での活動報告書のデジタル化（電子申請）の実証、全区展開	R7	
			モデル地区で導入、全区展開	R7	
補助人員を導入する		協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	
		依頼業務の精選	出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6
活動のサポート強化			・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7
		・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内（ホームページ掲載など）や事例集の充実の検討	今後取組予定	
負担感の軽減 ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない		地区民児協の運営支援	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7
			情報共有	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討
		地域との連携によるサポート強化		・地域全体での見守り推進（隣近所、組長や班長との連携、情報共有）の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開
			活動費等の見直し	・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5：64,200円 ⇒ R6：70,200円 （R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件）
	・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討		今後取組予定	
	活動と生活の明確な線引き	・民生委員の活動に関する広報の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実	R6	
		・通信手段の検討	業務用携帯電話の導入などの検討	今後取組予定	

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
--	----------	--------------------------	--------------------------	-----------

人材確保					
広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報		R6
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報		R6
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討		今後取組予定

推薦事務の改善	推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選
			・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選
		推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

1 実施期間

令和5年9月～10月 区・地区民児協で意見交換
 令和5年11月 市民児協理事会で意見集約結果を報告（区民児協⇒地区民児協）
 令和5年12月 市民児協理事会で最終的な意見交換

2 ご意見総数

1,708件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

主なご意見	考え方
団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。	充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。
定年は定めておいた方が良く、元気で出来る人にはやって頂いたほうが良いので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。	候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。
世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
できれば若い方になってほしい。75歳以上はやはり無理ある。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
退任時に受けている役職(会長・副会長など)は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。	会長等の役職は、互選により選出しているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。
後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。	特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7月と12月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。

令和 6 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 6 年 7 月 1 日付及び 12 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

なお、令和 6 年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和 7 年 11 月 30 日）までとなります。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	・令和 6 年 7 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 3 月～4 月 ・令和 6 年 12 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 8 月～9 月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和6年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 役割と活動
- 資料4 資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和5年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担 当：健康福祉局地域支援課 村山

電 話：045-671-4046

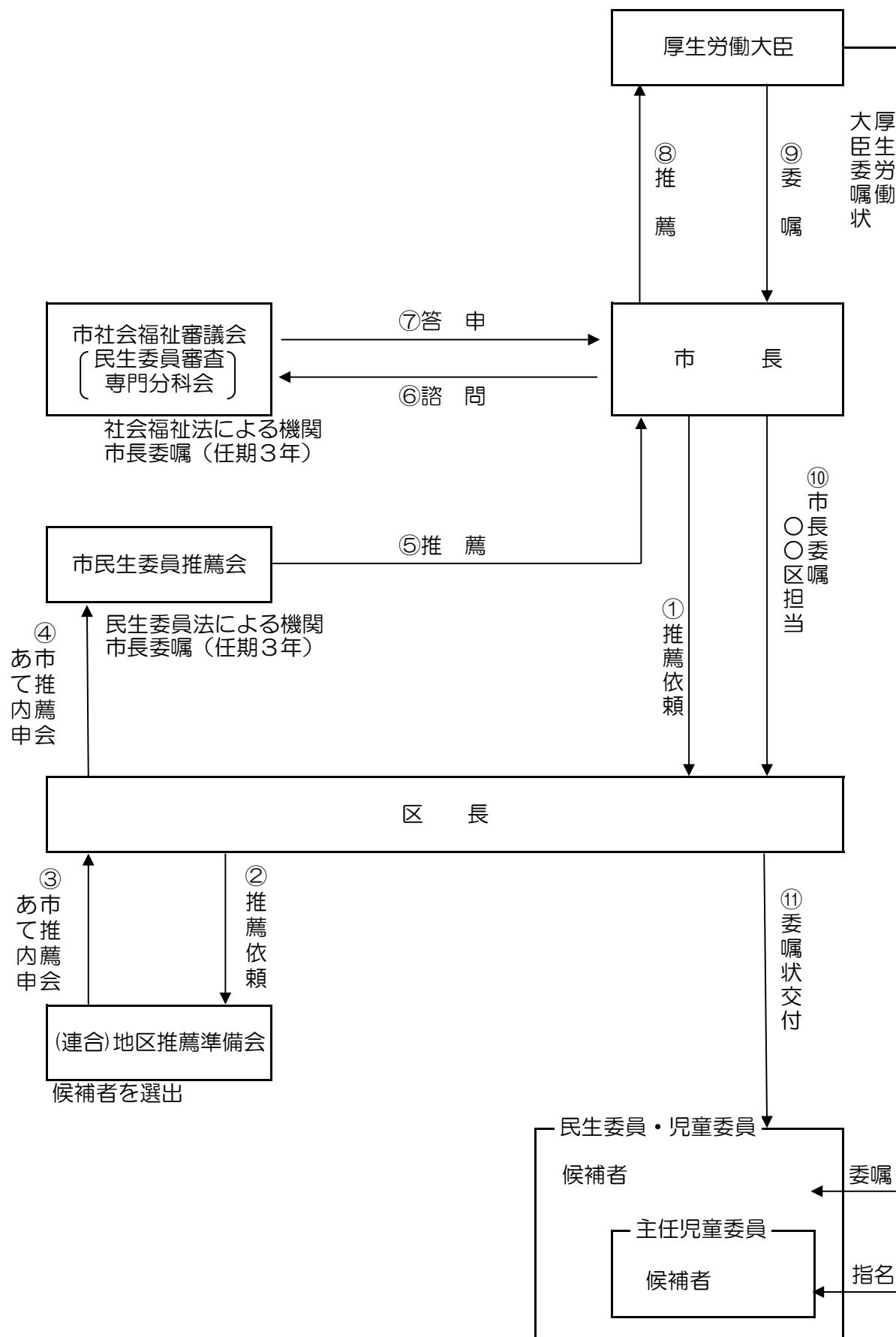
F A X：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

令和 6 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 6 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 6 年 1 2 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5 月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申	
6 月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
7 月	上旬 中旬 下旬	令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬 中旬 下旬		連合・地区推薦準備会開催
9 月	上旬 中旬 下旬		
10 月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催
11 月	上旬 中旬 下旬		厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬 中旬 下旬		令和 6 年 12 月 1 日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円 （令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

【会費の負担】

年間<区ごとに記載>円 （令和5年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	18 歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 ・ その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方 ・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	◆新任 74 歳まで (昭和 24 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 68 歳 (昭和 30 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします ◆再任・元職 74 歳まで (昭和 24 年 4 月 2 日以降出生)	
	◆新任 58 歳まで (昭和 40 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 54 歳 (昭和 44 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします ◆再任・元職 64 歳まで (昭和 34 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 60 歳 (昭和 38 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします	
2. 任期	3 年 令和 7 (2025) 年 11 月 30 日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5 ～ 10 人	推薦人 5 ～ 10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。
取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。

「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和5年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

資料5

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,213	886	2,989	3,875	530	22	468	490	4,743	908	3,457	4,365
鶴見区	305	82	218	300	34	7	26	33	339	89	244	333
神奈川区	282	48	206	254	36	1	33	34	318	49	239	288
西区	123	26	84	110	12	1	11	12	135	27	95	122
中区	167	32	120	152	26	2	20	22	193	34	140	174
南区	248	62	166	228	33	1	31	32	281	63	197	260
港南区	261	42	196	238	30	1	27	28	291	43	223	266
保土ヶ谷区	255	44	185	229	46	1	43	44	301	45	228	273
旭区	293	49	209	258	40	2	31	33	333	51	240	291
磯子区	216	43	148	191	20	1	14	15	236	44	162	206
金沢区	248	37	179	216	32	0	30	30	280	37	209	246
港北区	375	84	264	348	46	1	45	46	421	85	309	394
緑区	204	39	155	194	23	0	23	23	227	39	178	217
青葉区	298	45	236	281	32	0	29	29	330	45	265	310
都筑区	168	48	106	154	20	3	14	17	188	51	120	171
戸塚区	305	74	220	294	38	0	34	34	343	74	254	328
栄区	149	38	98	136	14	0	14	14	163	38	112	150
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	148	38	97	135	24	0	22	22	172	38	119	157

* 定数は令和5年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見 守 り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- | | |
|-----------------|---------------|
| × 身の回りの世話をしてほしい | × 子どもを預かってほしい |
| × 救急車に同乗してほしい | × お金を貸してほしい |
| × 保証人になってほしい | |

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

<会費のご負担> 年間<区ごとに記載>円（令和5年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：〇〇区役所福祉保健課運営企画係 連絡先：

広報紙の配布についてのお願い【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 6 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

3 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額（1 部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9 円
「県のたより」	毎月	8 円
「ヨコハマ議会だより」	令和 6 年 5 月、8 月、12 月 （または 11 月）、令和 7 年 2 月	4 円

※ 謝金額は令和 6 年度予算議決後に確定し、お配りいただいた部数に基づき、年 2 回に分けてお支払いします。

4 送付時期と送付方法

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和 7 年 1 月号は、令和 6 年 12 月 29 日までにお届けします。

5 その他

- 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※ 報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

- 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っていますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

- 令和 6 年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。

自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、引き続き、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

6 問合せ先

(1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

政策局広報課 広報紙担当 TEL 6 7 1－2 3 3 2 FAX 6 6 1－2 3 5 1

(2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局秘書広報課 TEL 6 7 1－3 0 4 0 FAX 6 8 1－7 3 8 8

自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

1 事業の趣旨

3 月 1 日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

4 申請について

(1) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

(2) 申請時にご注意いただきたいこと

- ・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

- ・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。E メール、郵送、窓口への持参（予約制）での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電 話：045-451-7740（受付時間 平日 9:00～17:00）

・Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

・所在地：横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5 階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅（東口）より徒歩 15 分／JR「横浜」駅（きた東口）より徒歩 10 分／

京浜急行「神奈川」駅より徒歩 5 分 (<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で 10MB までです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

6 よくある質問

	質問	回答
(1)	法人化されていないといけないか	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
(2)	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。
(3)	予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
(4)	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合があります。
(5)	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっていますので、購入済みの製品は対象になりません。
(6)	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 川口、江口
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設
※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上（省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品） ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※3)
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用する ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用する ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

- ◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) **補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)**
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) 整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで
- (6) 交付額の確定
- (7) 補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで
- (8) 補助金の振込

- ◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

- ◆**各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参（予約制）**

7 見積徴収（契約事業者決定）

契約金額1件、100万円以上（税込）の場合

次のいずれかに該当する事業者（2者以上）から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ②登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

契約金額1件、100万円未満（税込）の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

9 問合せ先

（事務委託先） 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740（受付時間：平日9時～17時）

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

- ◆ 詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



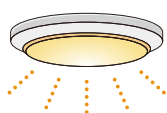
(市WEBページ)

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率
2/3

対象製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

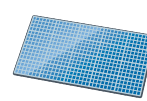
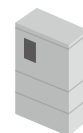
トップランナー基準達成製品

対象製品

断熱窓など



断熱窓

太陽光
発電設備

蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担
及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

3月1日 金 ~ **9月30日** 月

終了予定

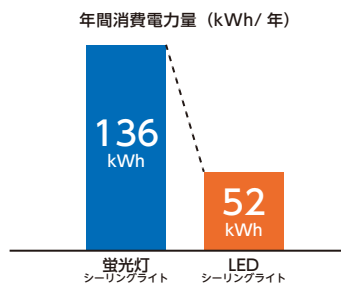
完了報告
期限

令和6年

12月27日 金

LED 照明器具

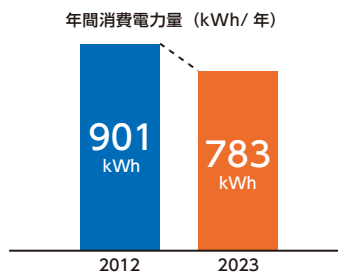
年間 CO₂排出量 1 台あたり
 約 **38kg 削減!**
 年間電気代
 約 **2,600 円おトク!**



出典：スマートライフおススメBOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和 6 年 1 月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1 台あたり
 約 **53kg 削減!**
 年間電気代
 約 **3,700 円おトク!**



出典：スマートライフおススメBOOK2023 年度（2012 年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和 6 年 1 月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
 （施工前との比較）

年間 CO₂排出量
 約 **340kg 削減!**
 年間電気代
 約 **23,600 円おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※躯体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和 55 年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出
 ※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

対象設備	主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください）	補助率	補助上限額
LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル省エネ性能：★4 つ以上※1 ・既存照明器具での電球形 LED ランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60 万円
エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4 以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130 万円
断熱窓など	・居室 1 室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室 1 室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200 万円※2
太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること		
蓄電池	・原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施可。

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：
E メール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）
 申請期限：
令和 6 年 9 月 30 日（月）
 なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和 6 年 12 月 27 日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

E メール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

横浜 BUNTAI の開館に伴う記念式典について【出席依頼】

1 事業の趣旨

平成 29 年 12 月に PFI 事業契約を締結し、平成 30 年 8 月から整備を行ってまいりました横浜文化体育館再整備事業について、令和 2 年 7 月に開館した横浜武道館に続いて、「横浜 BUNTAI」が令和 6 年 4 月に開館します。

開館に伴い、令和 6 年 3 月 23 日（土）に記念式典を行います。

2 お願いしたいこと

【区連長】都合のつく範囲で出席のご依頼

（登壇、あいさつ、ご紹介はございません。）

3 記念式典の概要

（1）開催日

令和 6 年 3 月 23 日（土）13：00 開始

（2）開催場所

横浜 BUNTAI（旧横浜文化体育館跡地：中区不老町 2 丁目 7 番地 1）

4 招待者

区連長の皆様、国会議員、県会議員、市会議員、その他関係者、一般市民の方（2,000 名）

※計 2,500 名ほどを予定しています。

5 出欠確認について

2 月中旬に、招待状を発送いたします。出欠の返信ハガキを同封いたしますので、ご返送いただきますようお願いいたします。

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
担当 建部、内田
電話 045-671-3288 /FAX 045-664-0669
メール nw-sportsshisetsu@city.yokohama.jp

令和6年度 横浜市町内会連合会 定例会開催日一覧（幹事会入り）

月	日	会議	時間	場所	備考
4月	10日（水）	幹事会	10時～10時30分	市庁舎18階会議室 みなと15	
		定例会	10時30分～12時	市庁舎18階会議室 みなと6・7	
5月	13日（月）	幹事会	10時～10時30分	市庁舎18階会議室 みなと16	
		定例会	10時30分～12時	市庁舎18階会議室 みなと6・7	
6月	12日（水）	幹事会	13時～13時30分	市庁舎9階会議室 共用会議室09-N13	※午後開催
		定例会	13時30分～15時	市庁舎9階会議室 共用会議室09-N12	
7月	12日（金）	幹事会	12時30分～13時	市庁舎18階会議室 みなと16	研修会開催予定 ※午後開催
		定例会	13時～14時30分	市庁舎18階会議室 みなと6・7	
8月	休 会				
9月	12日（木）	幹事会	10時～10時30分	市庁舎18階会議室 みなと16	
		定例会	10時30分～12時	市庁舎18階会議室 みなと6・7	
10月	11日（金）	幹事会	10時～10時30分	市庁舎18階会議室 みなと16	
		定例会	10時30分～12時	市庁舎18階会議室 みなと6・7	
11月	12日（火）	幹事会	10時～10時30分	市庁舎18階会議室 みなと8	
		定例会	10時30分～12時	市庁舎18階会議室 みなと1・2・3	
12月	休 会				
1月	10日（金）	幹事会	14時30分～15時	市庁舎9階会議室 共用会議室09-N11	※午後開催
		定例会	15時～16時30分	市庁舎9階会議室 共用会議室09-N12	
2月	12日（水）	幹事会	10時～10時30分	市庁舎18階会議室 みなと15	
		定例会	10時30分～12時	市庁舎18階会議室 みなと6・7	
3月	12日（水）	幹事会	10時～10時30分	市庁舎18階会議室 みなと15	
		定例会	10時30分～12時	市庁舎18階会議室 みなと6・7	

※幹事会は市連長、副市連長、幹事が出席し開催します。一般の委員は定例会から出席いただきます。

※会議室が月によっては異なる場合がありますのでご注意ください。